



会計年度任用職員

会計年度任用職員を募集しています。詳細につきましては、担当課にお問い合わせください。



- 職種** ①市税徴収員 ②保育士 ④保育園園務員 ⑤児童厚生員 ⑥看護師 ⑦調理員
- 募集人員** ①61名 ②10名 ③72名 ④3名 ⑤5名
- 資格等** ①中型(普通)自動車運転免許 ②保育士 ④なし ⑤保育士、幼稚園教諭又は学校教諭(この資格のない方又は無資格の方は要相

談) ⑥看護師 ⑦なし(ただし、調理師免許取得者は報酬優遇あり)

- 勤務場所** ①市役所 ②保育園 ③子育て支援センター ⑤児童館・児童センター ⑥須ヶ口保育園 ⑦市学校給食センター

- 勤務日** ①月～金曜日(午前9時～午後3時) ②④⑤月～土曜日(曜日・時間は応相談) ③⑥月～金曜日(曜日・時間は応相談) ⑦月～金曜日(午前8時30分～午後0時30分)

- 報酬単価(時給)** ①1062円 ②⑤1139円 ③1139円 ④969円 ⑥1335円 ⑦999円 ⑧1062円

- 問** ①収納課(北館2階)内線2411 ②③子育て支援課(北館2階)内線2011 ⑦市学校給食センター管理事務所 ☎052-4400-7925

教育・子育て

10か月児健診の医療機関受診に関するお知らせ

■対 清須市に住民登録のある1歳の誕生日前日までの子ども

10か月児健診は、4月から、保健センターで行う**集団での健診はなくなり、医療機関のみの健診**となります。

健診を受ける際は、乳幼児健康診査受診票(第2回)が必要です。お持ちでない方は健康推進課にご相談ください。県外の医療機関で受診を希望される場合も、健康推進課へご連絡ください。

※受診票に表示してある項目についてののみ公費負担となります。

■問 健康推進課(北館2階)



乳児後期健康相談が始まります

生後10か月児を対象に発育や食生活、歯磨き等の育児相談を行います。

対象や日時等の詳細については、令和3年度清須市母子保健事業日程表(広報清須今月号折込)や市ホームページをご覧ください。

■問 健康推進課(北館2階)

健康・福祉

県在宅重度障害者手当の支払い月です

4月23日(金)に、令和2年12月分～令和3年3月分の手当が、ご指定の金融機関に県から振り込まれますので、預金通帳等でご確認ください。

■問 社会福祉課(北館1階)

人権擁護委員交代のお知らせ

この度、委員の交代がありましたのでお知らせします。

- 新任の委員(4月1日就任) 近藤大佳子(清洲)
- 退任の委員(3月31日退任) 飯田 基(清洲)

■問 社会福祉課(北館1階)

社会福祉課には手話通訳者がいます



聴覚言語・音声などの機能に障がいがあるため、意思疎

通を図ることに支障がある聴覚障がい者等に対し、通訳者の派遣・市役所内での通訳相談に応じています。

- 勤務日** 月曜日 午前9時～午後4時 (正午～午後1時を除く。)
 火曜日 午前9時～午後1時
 水曜日 午前9時～正午
 木曜日 午後2時～5時
 金曜日 午後1時～5時

■問 社会福祉課(北館1階)

愛知県後期高齢者医療制度協定保養所利用助成のお知らせ



被保険者の皆さんの健康保持・増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき千円を助成します(4月1日～翌年3月31日の1年間で、全保養所合わせて4泊まで助成します)。

- おんたけ休暇村(長野県木曾郡王滝村)

☎0264-448-2111
 サンヒルズ三河湾(蒲郡市)



行政ニュース

保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション

土地・家屋の納税者の方が、清須市内で課税されている土地・家屋の価格等が記載され

縦覧(ごじらん)
【土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧(ごじらん)】

固定資産税に関するお知らせ

暮らし・環境

問 県後期高齢者医療広域連合給付課
052195511205

●利用方法 利用される方は、申込時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証と利用カード(初回利用時に保養所にて交付)を提示してください。精算時に利用料金に対し、千円を助成します。

●あいち健康の森プラザホテル(東浦町)
056218210211

●名古屋市休養温泉ホーム松ケ島(桑名市)
059414213330

●百年草(豊田市)
056516210100

●すいとびあ江南(江南市)
058715315555

●053316814696



問 税務課(北館2階)

持 本人確認ができるマイナンバー(個人番号)カード・運転免許証・パスポート・健康保険証・年金手帳などをお持ちください。

場 【縦覧・閲覧場所】税務課

時 【縦覧・閲覧期間】4月1日(木)～30日(金)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く。)

た縦覧帳簿を無料で縦覧することができず。

納税義務者の方が関係する資産の課税台帳(名寄帳)を無料で取得することができます。また、借地・借家人の方も対象物件に限り閲覧が可能です。その場合は、賃貸借契約書等の提示が必要です。

た縦覧帳簿を無料で縦覧することができず。

納税義務者の方が関係する資産の課税台帳(名寄帳)を無料で取得することができます。また、借地・借家人の方も対象物件に限り閲覧が可能です。その場合は、賃貸借契約書等の提示が必要です。

た縦覧帳簿を無料で縦覧することができず。

納税義務者の方が関係する資産の課税台帳(名寄帳)を無料で取得することができます。また、借地・借家人の方も対象物件に限り閲覧が可能です。その場合は、賃貸借契約書等の提示が必要です。

た縦覧帳簿を無料で縦覧することができず。

納税義務者の方が関係する資産の課税台帳(名寄帳)を無料で取得することができます。また、借地・借家人の方も対象物件に限り閲覧が可能です。その場合は、賃貸借契約書等の提示が必要です。

【例外として認められている焼却】
●風俗習慣上の行事を行うために必要な焼却
●農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものと



「野焼き」とは、屋外で廃棄物の焼却を行うことです。煙や悪臭で周辺住民に迷惑を掛けるため、一部の例外を除き、法律で固く禁止されています。ごみを焼却できるのは、法律で例外とされた一部の行為と法律で定める基準に適合した施設のみです。ドラム缶やブロック積み、穴を掘ったの焼却は、違法な野焼きになります。

家庭から出るごみは燃やさずに、市の分別収集に出しましょう。回収できないごみ、事業所から出るごみについては、処理業者に処分を委託するなど適正に処理してください。

「野焼き」は法律で禁止されています

「野焼き」とは、屋外で廃棄物の焼却を行うことです。煙や悪臭で周辺住民に迷惑を掛けるため、一部の例外を除き、法律で固く禁止されています。ごみを焼却できるのは、法律で例外とされた一部の行為と法律で定める基準に適合した施設のみです。ドラム缶やブロック積み、穴を掘ったの焼却は、違法な野焼きになります。

「野焼き」とは、屋外で廃棄物の焼却を行うことです。煙や悪臭で周辺住民に迷惑を掛けるため、一部の例外を除き、法律で固く禁止されています。ごみを焼却できるのは、法律で例外とされた一部の行為と法律で定める基準に適合した施設のみです。ドラム缶やブロック積み、穴を掘ったの焼却は、違法な野焼きになります。

「野焼き」とは、屋外で廃棄物の焼却を行うことです。煙や悪臭で周辺住民に迷惑を掛けるため、一部の例外を除き、法律で固く禁止されています。ごみを焼却できるのは、法律で例外とされた一部の行為と法律で定める基準に適合した施設のみです。ドラム缶やブロック積み、穴を掘ったの焼却は、違法な野焼きになります。

「野焼き」とは、屋外で廃棄物の焼却を行うことです。煙や悪臭で周辺住民に迷惑を掛けるため、一部の例外を除き、法律で固く禁止されています。ごみを焼却できるのは、法律で例外とされた一部の行為と法律で定める基準に適合した施設のみです。ドラム缶やブロック積み、穴を掘ったの焼却は、違法な野焼きになります。

「野焼き」とは、屋外で廃棄物の焼却を行うことです。煙や悪臭で周辺住民に迷惑を掛けるため、一部の例外を除き、法律で固く禁止されています。ごみを焼却できるのは、法律で例外とされた一部の行為と法律で定める基準に適合した施設のみです。ドラム缶やブロック積み、穴を掘ったの焼却は、違法な野焼きになります。

「野焼き」とは、屋外で廃棄物の焼却を行うことです。煙や悪臭で周辺住民に迷惑を掛けるため、一部の例外を除き、法律で固く禁止されています。ごみを焼却できるのは、法律で例外とされた一部の行為と法律で定める基準に適合した施設のみです。ドラム缶やブロック積み、穴を掘ったの焼却は、違法な野焼きになります。

「野焼き」とは、屋外で廃棄物の焼却を行うことです。煙や悪臭で周辺住民に迷惑を掛けるため、一部の例外を除き、法律で固く禁止されています。ごみを焼却できるのは、法律で例外とされた一部の行為と法律で定める基準に適合した施設のみです。ドラム缶やブロック積み、穴を掘ったの焼却は、違法な野焼きになります。

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924



問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924

問 西春日井広域事務組合 消防本部予防課
056812214924



国民年金保険料学生納付 特例制度のお知らせ

20歳以上の方は、学生であつても国民年金に加入し、保険料を納付しなければなりません。所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

ただし、学生納付特例の間は年金額に反映されないことから、将来受け取る年金額を増額するためにも、後から納付(追納)することをお勧めします。

対 学校教育法に規定する大学(大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下である方

＜所得のめやす＞
12.8万円＋
(扶養親族等の数×38万円)
※令和2年度以前
11.8万円＋
(扶養親族等の数×38万円)

申請できる期間 過去期間
は申請書が受理された月から2年1ヵ月前まで、将来期間
は現年度の年度末まで(ただ

し、すでに保険料を納付済の月を除く。)

持 ①基礎年金番号が確認できる書類(年金手帳、基礎年金番号通知書のいずれか又はその写し)もしくはマイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票のいずれか又はその写し)

②在学期間がわかる書類(学生証、学生証の写し(両面)、在学証明書(原本のいずれか))
問 名古屋西年金事務所
052152416855



募 集

市観光協会新規会員募集

市観光協会では、清洲城等観光関連での土産品開発や販売、清須の四季を彩るまつりの開催を行い、清須の魅力発信と地域活性化に繋げる活動を行っています。

その令和3年度新規会員の募集を行っています。個人や法人、どちらでも加入がで

特典もあります。

詳しくは、市観光協会までお問い合わせください。

問 市観光協会事務局「産業課(南館3階)内」

B&G春日海洋クラブ員募集のお知らせ



海洋性スポーツを中心としたレクリエーション活動を体験するクラブ員を募集します。

イベントも開催しますので一緒に楽しみましょう。

対 市内にお住まいの10歳以上の方

¥ 1500円(年会費)

申 4月23日(金)までに次の窓口にて申込用紙をご記入の上、会費を添えてお申し込みください。
※申込用紙は、窓口準備さ

れています。

●市役所スポーツ課
●春日B&G体育館

問 スポーツ課(南館1階)

市新川墓地貸出募集



▲清須市新川墓地

市では、新川右岸五条川合流部にある市新川墓地(西堀江福島2540番地)の93区画を随時貸し出しています。

使用料 1区画(約1m)8万円(最初1回のみ)・年度管理手数料500円(年度ごと)

資格 申込時点で市に引き続き1年以上住所を有する方で、住民基本台帳に登録されている方

申 平日の午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く。)に生活環境課窓口でお申し込みください。

持 申請書(用紙は生活環境課でお渡しします)・住民票・戸籍謄本(抄本※電話受付不可)

問 生活環境課(北館2階)

シルバー人材センター 会員募集

市シルバー人材センターでは、60歳以上の会員を募集しています。仲間づくり、健康づくりに一緒に働きませんか。

ご希望の方は、シルバー人材センター事務局までお問い合わせください。

時 【入会説明会】毎月第3金曜日の午後1時30分から

場 清洲総合福祉センター2階シルバー会議室

問 (公社)市シルバー人材センター
052140003123

ポリテクセンター名古屋港 受講生募集のお知らせ



物流機械運転科受講生を募集します。

時 【訓練期間】7月2日(金)～12月23日(木)(6ヵ月)

時 とき

場 ところ

対 対象・資格

定 定員・募集数

内 内容

申 申込・応募

¥ 費用・受講料

講 講師

持 持ち物

他 その他

問 問合せ



行政ニュース

保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション

外国コインの募金にご協力をお願いします

帰国して使い道のなくなった外国コインを世界の子ども



問 ポリテクセンター名古屋港(名古屋港区潮風町3番地) ☎0521381127 75

他 説明会をポリテクセンター名古屋港で4月21日(水)、5月12日(水)・19日(水)の午前9時30分から実施します。(予約不要)

申 4月1日(木)～5月31日(月)に、入所願書(ハローワークで配布)に必要事項を記入し、居住地を管轄するハローワークに提出してください。

定 20名

無料(ただし教科書、作業服代等は負担)

【選考日】6月10日(木)※筆記試験・面接

対 公共職業安定所(ハローワーク)で求職登録をしており、訓練受講が必要と認められ、自動車運転免許(普通自動車以上)を取得している方

4月は、20歳未満飲酒防止強調月間です。

その他

税務署からのお知らせ



問 市国際交流協会事務局「生涯学習課(南館1階内)」

募金箱を生涯学習課窓口を設置していますので、ぜひ募金にご協力をお願いします。

市では、市国際交流協会が窓口となり、市民の皆さんから余った外国コインを募り、日本ユニセフ協会へお送りします。

たちのために役立ててみてはいかがでしょうか。

公益財団法人日本ユニセフ協会では、帰国時に余ってしまふ外国コインを集め、海外へ輸送し、ユニセフの活動資金とする「ユニセフ外国コイン募金」を行っています。

警察は、「県民の安全と安心を守る」仕事をしています。

西枇杷島警察署から警察官募集のお知らせ

問 名古屋第一・第二檢察審査会事務局(名古屋市中区三の丸一丁目7番5号 名古屋簡易裁判所別館庁舎内) ☎052120312423

檢察審査会では、選挙権を有する国民の中から「くじ」で選ばれた11人の檢察審査員が、檢察官が加害者を起訴しなかったことの善し悪しを審査します。

「い存じですか? 檢察審査会」

交通事故、詐欺、おどしなどの犯罪の被害に遭い、警察や檢察庁に訴えたが、檢察官がその加害者を起訴してくれなかった(不起訴処分といいます)。このような不満をお持ちの方は、「檢察審査会」に審査申立ができます。

20歳未満の者の飲酒は、法律で禁止されています。

※令和4年4月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられますが、お酒に関する年齢制限については、20歳のまま維持されます。



問 県警察本部警務課採用センター ☎0521961114 79(直通)午前8時45分～午後5時30分(土・日曜日、祝日を除く。)

警察の業務は、誇りと使命感に裏打ちされた非常にやりがいのあるものです。

また、幅広い職種があり、あなたの能力を發揮できる場所が必ず見つかります。

試験の種類・程度

①警察官(A)第1回(大学卒業程度)

②警察官(B)第1回(高等学校卒業程度)

受験案内・申込書の配布

配布中(①②ともに)

受付期間

4月12日(月)まで(①②ともに)

第1次試験

5月9日(日)(①②ともに)

第2次試験

5月29日(土)～6月16日(水)(①②ともに)

警察の業務は、誇りと使命感に裏打ちされた非常にやりがいのあるものです。

また、幅広い職種があり、あなたの能力を發揮できる場所が必ず見つかります。

都市計画道路清須新川線(桃栄跨線橋及び先線)開通のお知らせ

長年にわたり、愛知県において工事を行ってきました名鉄津島線を跨ぐ桃栄跨線橋が、この度、開通する運びとなりました。また、市において工事を行ってきました堤防道路へ取り付く先線道路についても、併せて開通する運びとなりました。



工事にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございました。

開通日時 4月1日(木) 午前10時から

■問合せ 都市計画課(南館2階)



令和3年度 各種補助金制度のお知らせ

①国民健康保険人間ドック補助金受付のお知らせ

市国民健康保険保健事業として、30歳以上の被保険者の皆さんが医療機関で受診する、人間ドック(特定健診の項目を全て含むものに限る。)の費用の一部を補助します。

補助を受けるには、事前の申込が必要です。

対 象	●人間ドック受診日現在で清須市国民健康保険の加入者(社会保険・健康保険・共済組合・後期高齢者医療保険等に加入している方は除く)で30歳以上の方 ●世帯主及び本人の市税に滞納がない方
補助対象	「人間ドック受診費」であることが領収書等で確認できるものに限りです。 ※一般の健康診査は補助対象外ですのでご注意ください。 ※受診期限は令和4年1月末日となります。
申請期限	令和4年2月28日(月) ※事前に保険年金課へ申込した上で、令和4年1月末日までに医療機関での受診が完了したものに限りです。
補助金額	上限1万5,000円(年度内1人1回に限りです。)
申込方法	4月1日(木)から、電話又は保険年金課窓口にて受付します。 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日及び年末年始は除く。) ※定数になり次第締め切りますので、受診前にお申し込みください。

■問合せ 保険年金課(北館1階)

②高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金制度の延長実施のお知らせ

市では、高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金制度を令和3年度まで延長し、実施します。

申請受付期間	4月1日(木)～令和4年3月1日(火)
主な補助対象者要件	●市内に住所を有している令和4年3月末時点で65歳以上の方 ●非営利かつ自ら使用する自動車に、令和3年4月1日以降に安全装置を設置した方 ●有効期限内の自動車運転免許証を保有している方
補助対象自動車要件(自動二輪を除く)	●安全運転支援装置の設置が可能で、個人の用途に供するもの ●自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されていて、「使用者の氏名又は名称」欄に申請者の氏名が記載されているもの
補助対象の安全装置	国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進等抑制装置(ペダル踏み間違い急発進等抑制装置) ※令和3年4月1日以降に設置したものが対象です。
補助金額	装置の購入設置にあたって負担した額の5分の4(1,000円未満切り捨て) ●障害物検知機能付き (上限)3万2,000円 ●障害物検知機能なし (上限)1万6,000円 ※設置に際して行った自動車の故障個所の修理や改造に係る費用は除きます。
申請方法	安全装置の設置日から3カ月以内又は令和4年3月1日のいずれか早い日までに次のものを持参の上、総務課へ申請してください。 申請書兼実績報告書/安全運転支援装置販売・設置証明書(販売・設置業者が記入したものに限り。)/補助金交付請求書/自動車検査証の写し/自動車運転免許証の写し/見積書の写し/領収書の写し/補助金の振込口座の通帳の写し

■問合せ 総務課(北館3階)



③住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金申請のお知らせ

市では、地球温暖化防止の一環として、住宅用太陽光発電システムを始めとする地球温暖化対策設備を設置する方に予算の範囲内で補助金を交付します。

対 象	自ら居住する市内の住宅(店舗等との併用住宅は、延べ床面積の2分の1以上を居住用に供する建物に限る。)に住宅用地球温暖化対策設備を設置する方	
補助対象設備 【補助金額】	〈単独補助〉(補助金額は1基当たりの金額) ●家庭用エネルギー管理システム(HEMS) 【1万円】 ●家庭用燃料電池システム 【5万円】 ●定置用リチウムイオン蓄電池 【5万円】 ●電気自動車等充電設備 【2万5,000円】 〈組み合わせ補助〉	
	必須設備	●住宅用太陽光発電システム(10kW未満) 【太陽電池モジュールの最大出力値(単位kW) ×1万3,200円】 ●家庭用エネルギー管理システム
	選択設備	●定置用リチウムイオン蓄電池 【上限11万2,800円】 ●電気自動車等充電設備 【上限8万7,800円】
※住宅用太陽光発電システムの単独補助はありません。 ※補助金額は、県からの補助金も含む額です。		
申込方法	4月1日(木)から生活環境課で先着順に申請を受け付けます。ただし、郵送、電子メール、ファックスによる申請は、受け付けていません。 申請書類は、窓口でお渡しします。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。 ※予算額に達した時点で、受付は終了となります。	
その他	必ず設置する前に申請してください。(設置後の申請は、補助対象となりません。) 完了実績報告書は、申請した年度内に必ず提出してください。 市税に滞納がある方は、補助が受けられません。	



■問合せ 生活環境課(北館2階)

④危険なブロック塀等の撤去に補助金をご活用ください

ブロック塀が倒壊すると、通行者に甚大な被害を及ぼし、道路をふさぎ被災者の避難や救助活動の妨げになります。このため、不特定多数の人が通行する道路に面したブロック塀は、特に安全確保が求められますので、日頃からの所有者の責任による適切な管理が必要です。

市では、市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護するため、危険なブロック塀等の撤去をする方に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

なお、補助金の交付には条件があり、**撤去した場所に新たに塀を設置する場合、補助金が出ない場合があります。**事前に相談いただくか、補助金交付要綱でご確認ください。

補助金額	「撤去に要した経費」と「撤去したブロック塀等の延長に1メートル当たり1万円を乗じて得た額」のいずれか少ない額の2分の1 ※上限20万円
受付期間	補助金申請の関係上、11月までに申請してください。

■問合せ 都市計画課(南館2階)



⑤雨水貯留浸透施設設置補助制度をご利用ください

市では、豪雨時の雨水流出抑制を図り、排水機場や河川への流入量を軽減するとともに、雨水の有効利用のため、雨水貯留浸透施設の設置者に対して、補助金を交付しています。

屋根に降った雨水を溜めると、さまざまな効果が期待できます

- 洪水の抑制** 雨水が一挙に河川などに流れ出るのを防ぐことで、洪水の抑制につながります。
- 災害時の利用** 初期消火や災害などで水道が止まったときの非常用の生活用水として利用できます。
- 水の有効利用** 樹木や花の散水に使えるなど、水の有効利用ができます。

施設名	補助対象	補助金額
雨水貯留施設	市内で建物に付随して100リットル以上の貯留容量を持つ貯留槽を設置する場合	貯留量100リットル当たり7,000円 (限度額は7万円)
雨水浸透施設	市内で建物に付随して雨水浸透ますを設置する場合	1基当たり3万円 (建築面積が100平方メートル未満は3基まで、 100平方メートル以上150平方メートル未満は4基まで、150平方メートル以上は5基まで補助)

⑥都市緑化推進事業補助金制度をご利用ください

あいち森と緑づくり税を財源として、市民の方が行う民有地の緑化経費に対し、補助金を交付します。

対象事業	市内において民有地の建物又は敷地の緑化を進める事業で、屋上、壁面、駐車場等における緑化面積が50平方メートル以上のもの (生垣の場合は、延長15メートル以上)
対象経費	植栽・植栽基盤などに係る費用 (ただし、生育期間が2年を見込めないものを除く。)
補助金額	対象経費の2分の1 ただし、交付額が10万円未満(生垣の場合は3万円未満)の場合は交付しません。 ※上限500万円
受付期間	補助金申請の関係上、12月までに申請してください。

■問合せ(⑤⑥) 都市計画課(南館2階)

お知らせ 広報清須6月号から配布期間が変わります

広報紙「広報清須」の配布方法が、令和3年6月号から変更となります。

変更点は、**広報紙の配布期間**であり、現在3日間で配布しているものを、**5日間に延長する**ものです。
5日間は、**前月最後の2日間と当月最初の3日間**の計5日間です。ご理解とご協力をお願いします。

変更点	令和3年5月号まで	令和3年6月号から
配布期間	毎月1日付発行で、 当月1日～3日の3日間 ※日曜日、祝日を除く。	毎月1日付発行で、 前月最後の2日間と当月1日～3日の3日間の計5日間 ※日曜日、祝日を除く。 (例)6月号の配布期間 5/29(土)・5/31(月)・6/1(火)・6/2(水)・6/3(木)

※配布期間内に広報紙が届かなかった場合は、人事秘書課までご連絡ください。

■問合せ 人事秘書課(北館3階)

市民相談 4月相談日のお知らせ

相談名	相談日	時間	会場	問合せ
子育て世代包括支援センター	平日随時	午前8時30分～午後5時	健康推進課(北館2階)	健康推進課(北館2階)
女性相談	平日随時	午前9時～午後3時45分	子育て支援課(北館2階)	子育て支援課(北館2階)
家庭児童相談				
母子・父子家庭相談				
消費生活相談員による消費生活相談	毎週月・火・木・金曜日	午後1時30分～4時30分(受付は午後4時まで)	南館1階消費生活センター	産業課(南館3階)
市人権擁護委員による人権よろず相談	次の相談日は、5月12日(水)です。 みんなの人権110番 ☎0570-003-110(平日午前8時30分～午後5時15分)			社会福祉課(北館1階)
司法書士による消費生活相談(多重債務を含む。)	10日(土)・24日(土)	午後1時30分～4時	北館1階 相談室5	産業課(南館3階)
不動産に関する相談	20日(火)	午後1時～4時	北館2階 相談室1	企画政策課(北館3階)
行政相談	15日(木)	午後1時30分～3時30分	北館1階 相談室5	総務課(北館3階)
障がい者のための出張就業相談	15日(木)	午後1時～午後2時※事前予約が必要です。(相談日以外も調整します。)	北館1階 相談室6	社会福祉課(北館1階)
女性の会による結婚相談	3日(土)・17日(土)・24日(土)	午後1時30分～4時	清洲市民センター3階	生涯学習課(南館1階)
弁護士による市民のくらし無料法律相談	13日(火)・14日(水)	午後1時～4時※事前予約が必要です。(お1人様年2回まで)	清洲総合福祉センター1階 相談室	市社会福祉協議会総務地域課 ☎052-401-0031

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、中止する場合があります。問合せ先にてご確認ください。

し尿汲み取り・浄化槽の清掃業者

清洲・新川地区	西枇杷島地区	春日地区
(株)サンキョークリエイト ☎0587-32-2541	三協商事(株) ☎052-442-3091	(株)サンキョークリエイト ☎0587-32-2541
丸新商事(株) ☎052-400-3688		

4月の納税・納付

- 固定資産税・都市計画税(1期・全期)
- 介護保険料(1期)

納期限 4月30日(金)

税金・保険料は最寄りの金融機関で納めることができます。

※納期限後の納付には延滞金が課されます。

日曜・祝日に急病人が出たときは

西春日井西部・東部休日診療所、外科輪番の診療休止について

「新型コロナウイルス感染症」の、この地域内での更なる感染拡大を回避するために、充分とはいえない設備の下での、西春日井西部休日診療所(清須市西枇杷島町花咲84)・同東部休日診療所(北名古屋九之坪白山39)、並びに外科輪番での診療はしばらくの間、休止しています。

休止期間の診療は、下記の医療機関となります。

受付時間 午前9時30分～11時30分
午後1時～4時30分

◆発熱、咳など、呼吸器症状がある方の診療
はるひ呼吸器病院(清須市春日流8-1)
☎052-400-7111

◆外科や一般的な救急診療
済衆館病院(北名古屋市鹿田西村前111)
☎0568-21-0811

※診療再開については、再開が決まり次第、清須市、西名古屋医師会及び西春日井広域事務組合ホームページでお知らせします。

日付	歯科	受付時間	午前9時30分～11時30分
4月 4日(日)	おぎた歯科医院	(北名古屋 ☎0568-21-4777)	
4月11日(日)	岡崎歯科	(清須市 ☎052-400-7236)	
4月18日(日)	さとう歯科医院	(北名古屋 ☎0568-23-8818)	
4月25日(日)	MK歯科クリニック	(清須市 ☎052-400-2818)	
4月29日(祝)	関戸歯科医院	(北名古屋 ☎0568-24-1833)	
5月 2日(日)	田中歯科	(清須市 ☎052-409-8241)	
5月 3日(祝)	かわぞえ歯科クリニック	(北名古屋 ☎0568-54-3339)	
5月 4日(祝)	こじま歯科+KIDS	(清須市 ☎052-400-3113)	
5月 5日(祝)	ゴトウ歯科クリニック	(北名古屋 ☎0568-25-2133)	

24時間対応

救急医療情報センター
(症状に見合った診療機関をご紹介します。)

☎052-263-1133



行政ニュース

保健だより

教室・講座

児童子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション